

公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県公安委員会事務決裁規程の一部改正	令和 8 年 5 月 28 日 交 通 指 導 課
1 改正の内容 放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令の決裁区分を交通部長専決とする。 2 改正の理由 道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令とは、公安委員会が常習的に放置駐車違反を繰り返す車両の使用者に対し、車両を運転し又は運転させてはならない旨を命じる行政処分である。 平成18年6月施行の道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）により、「放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令制度」が導入されて約20年が経過するが、これまで本県では、同使用制限命令の取扱いが多数あり、今後も一定の取扱件数が予想されることから同手続きを交通部長専決とするものである。 3 施行日 決裁後すみやかに		